

陳情審査の結果を受けて

■ 特別区競馬組合の場外馬券売り場進出計画の白紙撤回を求める意見書

貴組合が瑞穂町に計画する場外馬券売り場について、瑞穂町小中学校長会では、いち早く計画反対を言明した。住民の中には、一部に受入容認の声もあるが、多くの住民、特に児童・生徒を抱える方からは、不安や動揺が広がっている。現在、住民有志により場外馬券売り場反対の会が結成され、署名運動も行われている状況にある。

議会としては、不安を抱えたままの住民の反対の声や、賛成・反対をめぐっての地域社会の崩壊を見逃すことはできない。かつて組合の構成団体である、墨田区、荒川区に場外馬券売り場の設置を計画したが、地元住民や議会が反対し、当時の区長も受入れを断念した経緯を見ると、場外馬券売り場の設置は地域の発展と住環境を著しく損なうと判断しているものと断ぜざるを得ない。

よって、瑞穂町議会は、貴組合に対し、場外馬券売り場の設置は、組合の方針にあるように、23区内で努力すべきであり、町民の不安を一刻も早く払拭するため、町への場外馬券売り場の進出計画を白紙撤回し、その旨を早急に表明することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

特別区競馬組合管理者 宛

■ 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

新政権の発足とともに、民主党のマニフェストに示された政策・制度への変更が進められることとなる。

一方、前政権下において、わが国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立している。総額で14兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は、当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して、準備を行っているところである。

新政権によって、前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、すでに、関係事業を執行中あるいは、執行準備が完了し、当該事業の広報・周知が済んでいる地方自治体にとって、継続性の必要な事業の廃止・縮小、地域雇用情勢の悪化など、誠に憂慮すべき事態の発生が懸念される。

現在、国の経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転じる兆しが出ており、万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、日本経済に悪影響を及ぼしかねない恐れがある。

上記の状況を考慮し、政府におかれては、政策の見直し、税制の改革、制度の変更にあたっては、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって、地方自治体の進めてきた施策や事業について財源問題で執行に支障が生じることのないよう行われることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 宛

— 3つの意見書を提出 —

今定例会では、議会から国などへ3つの意見書を提出しました。

1つは、新政権に対し、地方自治体の各事業に支障をきたさぬよう、適正な予算執行を求めるために議員提出議案として議会に上程し可決したものです。

その他の2つは、提出された陳情を所管する常任委員会で審査し、その後本会議で審議した結果「採択」となったため、議員提出議案として上程し可決したものです。

陳情審査の結果

- 西多摩郡部所在特別養護老人ホームの地域加算是正を求める陳情書

審査結果：採択

- 介護保険に関する陳情書

審査結果：不採択

- 「瑞穂町への場外馬券売り場進出計画について特別区競馬組合側に白紙撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書

審査結果：採択

- CATVの視聴区域拡大促進についての陳情書

審査結果：趣旨採択

陳情審査の結果を受けて

■ 西多摩郡部所在特別養護老人ホームの地域加算是正を求める意見書

西多摩郡の瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び検原村の4自治体に所在している特別養護老人ホームにあつては、介護保険の級地区分では「その他地域」としての介護報酬地域加算がない。

この地域加算制度は、国の定める地域区分、地域指数によって給付単価が算定され、またこの地域区分や地域指数は、各地域の物価指数や給料状況によって決められており、東京都の地域区分、地域指数は特別区では15%、特甲地の大型18市では10%、乙地の小型8市では5%加算されているが、その他区分の西多摩4町村には加算がない。

都内23区の施設も、特甲地や乙地所在の施設も、その他所在の施設も、すべて全都民を対象として、同じ環境のもと、高齢者福祉の使命遂行に邁進していることから、本来なら全都内施設は、一律の地域加算であるべきものとする。

このことから、段階的に先ず、その他地域の地域加算を乙地並の10.23円単価にアップし、次に乙地とその他地域を特甲地並に、最終的には23区と同額の地域加算とし、その財源は、東京都の経営支援補助財源を増額して対応するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

東京都知事 宛